

令和8年度高知県産農産物及び農産物加工品輸出促進事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領(全て日本時間とする)

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度高知県産農産物及び農産物加工品輸出促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 140 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方	15 点
(2) 輸出関係者の県内招へい	40 点
(3) 新たな国への輸出可能性調査	30 点
(4) 青果物輸出にかかるセミナーの実施	25 点
(5) 実施体制	20 点
(6) 経費見積もり	10 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、実施方法

令和8年5月20日(水)午前10時から午後3時までの指定した時間(オンライン:Zoom ミーティング)予定

※Zoom の URL やミーティング ID 等は別途参加者にお知らせします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 15 分とします。
- ② 各社の開始時刻は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を約 10 分設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解したうえでの提案がなされているか ・本事業期間を通じて一体的で効果的な提案となっているか ・県産農産物等に関する基本的な知識(最盛期、特徴、国内シェア、輸出に係る検疫要件等)を理解したうえでの提案となっているか 	15点
輸出関係者の県内招へい	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的であり実現可能な企画となっているか ・当事業に参加した県内事業者が、今後輸出を拡大できるような工夫がなされているか ・高知県の豊かな自然や文化、県産農産物等の特徴や食べ方などを海外の人に理解してもらうための工夫がなされているか 	40点
新たな国への輸出可能性調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法が具体的かつ明確であるか ・調査結果をどのように活用し今後の輸出拡大につなげていくか、その流れや計画がわかりやすく示されているか ・高知県の豊かな自然や文化、県産農産物等の特徴や食べ方などを海外の人に理解してもらうための工夫がなされているか 	30点
青果物輸出にかかるセミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的であり実現可能な企画となっているか ・県内事業者で輸出に興味を持つ者が増えるような、構成の工夫がなされているか ・提案する他の取組と相乗効果が期待できる企画となっているか 	25点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を提案する各国の輸出に関する状況を熟知しているか ・業務を行うために必要な現地ネットワークを有しているか(現地法人又は支店、協力会社の有無、体制や役割分担等) ・事業を円滑に実施できる人員・体制が確保されているか ・過去に同様の実績があるなど、本業務に係る基本的な能力を有しているか 	20点
経費見積もり	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・工夫により、費用対効果が高い提案となっているか 	10点